

## 日本経営管理協会認定事業承継支援スペシャリスト職業倫理規定

中小企業・小規模事業者の事業承継問題に対応する専門家として社会的使命を自覚し、高い品性の保持と高度な専門知識の精通に努め、公正な社会の発展に貢献することが不可欠である。一般社団法人日本経営管理協会（以下、「J I M A」という。）が認定する日本経営管理協会認定事業承継支援スペシャリスト（以下、「スペシャリスト」という。）の資格称号は、「中小企業・小規模事業者の事業承継問題に関する高度な専門能力と職業倫理を身に付けた者」の証であり、スペシャリストは、この規程を遵守し、専門家に相応しい公正かつ適正な行動に努め、業界の健全な発展に貢献しなければならない。

### 第1章 総則

#### （専門知識・能力の研鑽）

第1条. スペシャリストは、中小企業・小規模事業者の事業承継に関する専門知識と実務能力を向上させるため、不断の研鑽に努めなければならない。

#### （法令・規則等の遵守）

第2条. スペシャリストは、関係法令並びにJ I M Aの定めるスペシャリスト認定制度規約・規範及びこの規程を遵守し、顧客に対し公正に職務を遂行しなければならない。

#### （忠実義務）

第3条. スペシャリストは、職務の遂行に当たっては、専門家に相応しい良識に基づいて十分な注意を払い、顧客の最善の利益に資することに専念し、自己及び特定の第三者の利益を優先させてはならない。

### 第2章 適切な情報提供と利益相反の防止

#### （適切な情報開示）

第4条. スペシャリストは、顧客が合理的な選択と判断ができるよう、常に正確で適切な情報の提供に努めなければならない。

#### （不実情報の禁止）

第5条. スペシャリストは、自らの職務内容、能力及び経歴等に関して、虚偽、誇大又は誤解を生じさせるような不実の表示をしてはならない。

#### （未公開重要情報の取り扱い）

第6条. スペシャリストは、未公開の重要情報の取り扱いに十分な注意を払わなければならない。

#### （顧客情報の保護）

第7条. スペシャリストは、顧客に関する情報を厳格に管理し、業務上知り得た当該情報を誤用あるいは悪用してはならない。又、顧客の承諾なしに流用してはならない。

(利益相反の防止)

第8条. スペシャリストは、顧客に対して利益相反事項があると判断されるときは、これを顧客に明示しなければならない。顧客が同意した場合を除き、その取引において当事者となり、又は自己の利害関係者の代理人となってはならない。

### 第3章 資格者としての責任

(社会的信頼の確立)

第9条. スペシャリストは、J I M Aの当該資格認定制度及びJ I M Aの信頼を損なう行為をしてはならない。

(資格称号の使用)

第10条. スペシャリストは、その資格称号を使用する場合には、資格称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

(規程の改廃)

第11条. この規程の改廃は、J I M A理事会が行う。

(附 則)

1. この規程は、令和4年10月8日より施行する。

